実質公債費比率	42.1 (25.0)	36.8 (25.0)	42.8 (25.0)	41.5	41.3	50.6	65.6	83.1	85.4	83.2	81.1
将来負担比率	1,164.0 (350.0)	1,091.1 (350.0)	922.5 (350.0)	937.0	893.9	849.4	832.1	776.3	780.8	699.5	630.9

（単位：％）

平成31年度 （第11年度）	平成32年度 （第12年度）	平成33年度 （第13年度）	平成34年度 （第14年度）	平成35年度 （第15年度）	平成36年度 （第16年度）	平成37年度 （第17年度）	平成38年度 （第18年度）	平成39年度 （第19年度）	平成40年度 （第20年度）	平成41年度 （第21年度）
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
77.2	77.1	78.9	81.1	83.3	84.0	84.6	85.3	59.4	33.4	7.0
565.7	496.0	465.3	398.8	331.3	259.7	183.8	105.3	29.2	—	—

第８　その他財政の再生に必要な事項：別紙１のとおり変更する

【別紙１】

◆　計画本文

今後の財政再生計画の実行性を確保するため、新たに設置する財政再生計画調整基金に必要な財源の積み立てを行うこととし、当該基金の設置にあたって、基金の積み立てに関する市の考え方を明記することとし、次のとおり計画本文を変更する。

＜第８「その他財政再生に必要な事項」の内容＞

【変更前】

（略）

・財政再建を着実なものとするためには、地域の再生が不可欠である。このため、市民生活や地域再生に関連する懸案事項を本計画に盛り込んだところであるが、財源が限られる中で、計画策定段階で事業費、実施年度等が未確定で、財源が確保できていない事項については計画変更で対応することとした。これらの事業については、実施年度の財政状況、国や道の支援、各種交付金の状況等を見極め、適切に計画変更を行うこととする。

・また、人件費については、財政の再建と地域の再生との両立を図る観点から、行政執行体制の確保に留意し、他市町村の動向なども踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行うものとする。

（略）

【変更後】

（略）

・財政再建を着実なものとするためには、地域の再生が不可欠である。このため、市民生活や地域再生に関連する懸案事項を本計画に盛り込んだところであるが、財源が限られる中で、計画策定段階で事業費、実施年度等が未確定で、財源が確保できていない事項については計画変更で対応することとした。これらの事業については、実施年度の財政状況、国や道の支援、各種交付金の状況等を見極め、適切に計画変更を行うこととする。

・当初の財政再生計画策定後に行う計画変更において、後年度の財政負担が生じる事項については、その必要な財源を財政再生計画調整基金に積み立てることにより、計画の着実な実行を図るものとする。

・また、人件費については、財政の再建と地域の再生との両立を図る観点から、行政執行体制の確保に留意し、他市町村の動向なども踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行うものとする。

（略）

11　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意